

令和3年第2回

長与町議会定例会会議録

令和3年6月 1日開会

令和3年6月 9日閉会

長与町議会

令和3年第2回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和3年6月1日

本日の会議 令和3年6月1日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
係 長 江口美和子君	主 査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君	副 町 長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総 務 部 長 日名子達也君
企 画 財 政 部 長 森川寛子君	建 設 産 業 部 長 山口新吾君
住 民 福 祉 部 長 栗山浩二君	健 康 保 険 部 長 志田純子君
水 道 局 長 田中一之君	会 計 管 理 者 宮崎伸之君
教 育 次 長 山本昭彦君	秘 書 広 報 課 長 中村元則君

会議録署名議員

1番 八木亮三議員 2番 松林敏議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時 2分

令和3年第2回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 6月1日（火） ～ 6月9日（水） 9日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
6	1	火	9 : 3 0	本会議	議長報告、行政報告、報告事項 議案上程（提案理由説明） (全員協議会)
	2	水	9 : 3 0	本会議	一般質問（5名） （午前）浦川議員・金子議員 （午後）吉岡議員・八木議員 西田議員
	3	木	9 : 3 0	本会議	一般質問（4名） （午前）堤 議員・西岡議員 （午後）内村議員・河野議員 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
	4	金	9 : 3 0	委員会	付託案件審査
	5	土	—	休 会	
	6	日	—	休 会	
	7	月	9 : 3 0	委員会	付託案件審査
	8	火	9 : 3 0	委員会	付託案件審査予備日
	9	水	9 : 3 0	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）

1	4番	浦川圭一議員 ① 土砂災害特別警戒区域の安全性の確保について ② 正確な行政情報の発信について
2	9番	金子恵議員 ① 史跡、文化財など歴史的財産の活用について ② 持続可能な社会を構築するための対策について ③ 防犯灯、街路灯などの維持管理について
3	13番	吉岡清彦議員 ① 観光に活かす長与三彩焼窯元跡地について ② 行政に遊び心を導入することについて
4	1番	八木亮三議員 ① ひとり親家庭への養育費受取支援およびその他支援について ② 時代に合った校則改定および改定への生徒の参画について
5	3番	西田健議員 ① 高齢者福祉の充実について ② 学校教育及び子育て支援の充実について
6	11番	堤理志議員 ① 新図書館の課題について ② コロナ禍における義務教育の経済的負担の軽減について
7	15番	西岡克之議員 ① 水道事業広域化について ② 本町の自治会について
8	7番	内村博法議員 ① 災害時の避難体制等について ② 令和3年度施政方針について
9	12番	河野龍二議員 ① 新型コロナウイルス対策について ② 交通対策について

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。開会に先立ちまして皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染予防のため場内でのマスク着用をお願いいたします。

ただいまから令和3年第2回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、1番八木亮三議員、2番松林敏議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月9日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9日までの9日間に決定しました。

日程第3、議長報告を行います。議長報告でありますがお手元に配布したとおりであります。次に、請願陳情について申し上げます。会議規則第92条の規定により、請願1号については産業文教常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。なお、陳情につきましてはありません。これで議長報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さん、改めましておはようございます。それでは行政報告をさせていただきます。令和3年第2回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には大変御多用の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。本日から開会していただくわけでございますけれども、本議会におきましても多くの議案をお願いいたしておりますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。それでは3月から5月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に配布のとおり、例年でございますら各種総会などが開催される時期でございますけれども、5月13日、長崎県におきまして県下全域に医療危機事態宣言が発令されるなど、感染防止のため多くが中止や延期、そして書面決議での開催となっておりますところでございます。本町におきましても新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしておりまして、行事の開催や公共施設の利用などにつきまして逐一、協議を重ねてまいったわけでございます。それでは主要な部分のみ御報告をさせていただきます。初めに3月17日には、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロにすることを目指すゼロカーボンシティ長与宣言を、長崎広域連携中枢都市圏を形成する長崎市、時津町とともに行っております。私たちが暮らす地球は今、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が主な原因と言われております地球温暖化と、それに伴う気候変動によりまして重大な危機に直面しています。こうした状況を踏まえ、脱炭素社会の実現を目指す国の方針が示され、実効性のある取り組みが求められておる

ところでございます。本町でも豊かな環境を子どもたちや未来の世代に受け継いでいくためにも宣言をいたしたところでございます。町民の皆様にも二酸化炭素排出削減に向けてエアコンの設定温度を見直す、ごみの減量化を行うなど、日常生活から取り組めることに御協力をお願い申し上げたいと思っております。22日には、日本郵便株式会社と「包括的連携に関する協定書」締結式を執り行いました。本協定は、これまでの取り組みをさらに発展させ、安心安全な暮らしの実現、地域経済活性化、未来を担う子どもの育成、福祉と健康のまちづくりなどの幅広い分野で連携に取り組むものでございます。本協定が締結できましたことは、本町が目指すまちづくりの実現に向けて大変大きな力となるもので、さらなる地域の活性化や町民サービスの向上に寄与するものと期待をしております。4月に入りまして、26日には自治会長会・保健環境連合会総会、そして30日には長与町コミュニティ地区連絡協議会総会がそれぞれ開催されております。出席者の皆様方に御協力をいただき、当日は感染防止対策を徹底しながら開催することができました。5月に入りまして、8日に東京2020オリンピック聖火リレー出発式が開催されました。出発式ではトーチに聖火が灯され、10区間1.8キロにおきましてランナーの皆様が聖火を繋いでいただきました。さて、本町におきましても5月16日から新型コロナワクチンの集団接種が高齢者の皆様から始まっております。新型コロナワクチンは新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、感染症の蔓延防止を図るものでございます。今後も町民の皆様への円滑なワクチン接種を進めてまいりたいと思っております。次に載せております5,000万円未満の入札結果と併せまして御参照いただければと存じております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で行政報告を終わります。

日程第5、報告6長与町国民保護計画の一部変更についてから日程第9、報告10西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告についてまで5件の発言を許します。
吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは報告6から報告10につきましては、所管より報告をさせていただきます。
よろしく願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

皆さんおはようございます。それでは報告6長与町国民保護計画の一部変更につきまして御報告をいたします。平成19年3月に作成した長与町国民保護計画につきまして、令和2年度中に一部変更を行いましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定により準用する同条第6項の規定に基づき報

告するものでございます。今回の変更につきましては、気象データなどの年次データの更新に基づき修正となっております。変更箇所につきましては、新旧対照表に朱文字で記載をしておりますので御参照を願います。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

おはようございます。それでは報告7令和2年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。先の議会で議決をいただきました繰越明許費19件、合計9億5,239万5,000円に対しまして、翌年度繰越額は住民基本台帳ネットワークシステム改修事業以下19件、合計7億5,318万9,000円でございます。翌年度繰越額の財源内訳は、既収入の特定財源として1,098万9,000円、未収入の特定財源として国県支出金1億8,177万8,000円、地方債4億5,032万円、そして一般財源が1億1,010万2,000円となっております。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

皆様おはようございます。それでは報告8令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。令和2年度の繰越明許費は、1款土木費1項都市計画費の高田南土地区画整理事業、限度額12億3,660万円に対しまして、翌年度繰越額8億978万9,000円とするものでございます。財源内訳につきましては、国県支出金4億2,186万円、そのほか3億8,792万9,000円でございます。繰り越しの主な内容といたしましては、高田南土地区画整理事業の一括施工に係る事業費となっております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

田中水道局長。

○水道局長（田中一之君）

おはようございます。それでは報告9令和2年度長与町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたします。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額は1款資本的支出1項建設改良費、下水道事業のうち繰り越し対象の委託料については予算計上額、翌年度繰越額ともに1億6,422万円で、その財源内訳は国庫補助金8,807万1,000円、企業債5,990万円、損益勘定留保資金1,624万9,000円でございます。繰り越しの理由は、長与浄化センターの高度処理化に係る工事において機械、電気設備機器の設計、製作に当たり事前調査の遅れが生じたこと。そして、国の補正による内示増に伴

い施工量が増加し工期延長が必要となったためでございます。次に、繰り越し対象の工事請負費については予算計上額、翌年度繰越額ともに4,500万円で、その財源内訳は国庫補助金2,250万円、企業債2,020万円、損益勘定留保資金230万円でございます。繰り越しの理由は、国の補正による内示増に伴い施工量が増加し工期延長が必要となったためでございます。以上により建設改良費の繰り越し総額は予算計上額、翌年度繰越額ともに2億922万円で、その財源内訳は国庫補助金1億1,057万1,000円、企業債8,010万円、損益勘定留保資金1,854万9,000円となっております。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

皆様おはようございます。報告10につきましては、私の方から報告をさせていただきます。報告10西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出し、報告いたします。書類の内容は、令和3年度予算及び令和2年度決算となっております。まず、令和3年度予算について概要を説明いたします。1ページをお開きください。第2条では収益的収入及び支出の予定額として、収益的収入の合計を1億1,757万7,000円、収益的支出の合計を1億1,780万円と定めております。2ページをお開きください。第3条では資本的収入及び支出の予定額として、資本的収入の合計を346万7,000円、資本的支出の合計を1億2,064万2,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,717万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものと定めております。第4条では短期借入金の限度額、第5条では予算の弾力運用について定めております。予算に関する説明書につきましては、御参照いただきたいと思います。

続きまして、令和2年度決算につきまして概要を説明いたします。事業報告書及び決算諸表の1ページをお開きください。令和2年度における公社の事業活動の結果、年度末における事業用資産は面積1万1,633.96平方メートル、金額8億6,655万4,244円となっております。また、16万6,966円の利益が生じたので、準備積立金の合計は274万9,201円となっております。2ページには主な処理事項、3ページには理事会および監事会開催状況と役職員に関する事項を記載しております。4ページの貸借対照表では、資産合計と負債合計がそれぞれ8億7,436万370円で、資産合計から負債合計を差し引いた資本合計は774万9,201円となっております。5ページの財産目録には資産及び負債の内訳を記載しております。6ページの損益計算書では、収益から費用を差し引いた当期純利益が16万6,966円となっております。7ページのキャッシュフロー計算書では、事業活動、投資活動及び財務活動に係る現金の流れにより、今期の現金及び現金同等物増加額が13万1,891円で、期末残高では277万6,126円となっております。次に、添付している附属明細書の

中で、長与町に係る土地の変動について説明いたします。2、3ページの事業用資産明細表でございます。長与町分の当期増加高では支払利息2件、合計122万9,328円が増加しております。当期減少高の内訳として、高田南土地区画整理事業用地で面積625.66平方メートル、及び支払利息の減少と土地の貸し付けに係る使用料等の充当分による減少があり、長与町合計で7,622万3,719円の減少となっております。したがって長与町分の期末残高の合計は、面積が1万1,156.52平方メートル、用地費と支払利息合わせて8億2,785万4,657円となっております。

以上で書類の説明と報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第10、議案第34号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。日程第11、議案第35号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは引き続きまして、議案第34号及び第35号につきまして提案理由を申し上げます。初めに、議案第34号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬について、農業委員会及び農地利用最適化推進委員の報酬加算額に関する規定を設けるものでございます。改正の内容といたしましては、別表の農業委員会の部に規定する、長与町農業委員会会長及び委員並びに長与町農地利用最適化推進委員に係る報酬額につきまして、その活動及び成果に応じた額を加算して支給する旨を規定しております。なお、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものとし、改正後の規定は令和3年4月1日から適用するものとしております。

続きまして、議案第35号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、令和3年9月1日以降、個人番号カードの発行が地方公共団体情報システム機構により行われるものとして明確化されることから、所要の改正を行うものでございます。別表中の47番目の項「個人番号カード再交付手数料、1件、800円」を削除し、後続の項を繰り上げるものでございます。なお、附則につきましては施行日を令和3年9月1日からとしております。以上が議案第34号及び35号の提案理由でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第12、議案第36号長与町民文化ホール外壁改修工事請負契約の締結についてを議題とします。ただいま議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは引き続き、議案第36号長与町民文化ホール外壁改修工事請負契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。本工事請負契約は、指名競争入札で4月28日に指名業者16社による入札会を実施し、山総建設株式会社が7,241万800円で落札をいたしましたので、本工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。契約の相手方は、長崎市岩見町24番5号、山総建設株式会社、代表取締役山口周二、資本金2,000万円でございます。工事の主な内容といたしましては、施設の経年劣化に伴う外壁の浮き部やひび割れ、爆裂箇所などの外壁改修工事のほか、内装工事、外構工事、アスベスト撤去工事となります。工期につきましては180日間を予定しております。なお、参考図面としまして立面図を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第13、議案第37号令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第38号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。ただいま一括議題としています議案について提案理由の説明を求めます。吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは議案第37号及び第38号につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに議案第37号令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億139万円を追加いたしまして、補正後の総額を145億2,452万2,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の14款国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金補助金、通学路要対策箇所の整備による安全な通学路の確保補助金及び地方創生テレワーク交付金等を計上。15款県支出金では水利施設等保全高度化事業補助金、農地利用最適化交付金及び地域部活動推進事業委託金等を計上。18款繰入金では財源調整として財政調整基金繰入金を計上。21款町債では道路維持補修事業充当起債を計上いたしております。続きまして、3ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。2款総務費では庁舎施設整備改良工事費等を計上。3款民生費では低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に伴う経費等を計上いたしております。4款衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費等を計上。5款労働費では高年齢者就業機会確保事業補助金を計上。6款農林水産業費では水利施設等保全高度化事業補助金等を計上。7款商工費では長与町サテライトオフィス開設支援事

業補助金を計上いたしております。8款土木費では町道等維持補修工事費等を計上。10款教育費では、タブレット端末における学習アプリケーションの試験的導入に係る経費及び地域運動部活動推進事業に係る経費等を計上いたしております。4ページの第2表債務負担行為補正では都市計画道路西高田線踏切拡幅事業を計上しております。5ページの第3表地方債補正では道路橋りょう事業における限度額の増額変更をお願いいたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算（第1号）に関する説明書を添付しておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第38号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は保険事業勘定におきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ168万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額を29億436万4,000円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。保険事業勘定の歳入につきまして、3款国庫支出金2項国交助金は、令和3年度保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金の額の確定により、877万2,000円を計上いたしております。7款繰入金2項基金繰入金では、交付金受け入れ額と歳出補正予算計上額との差額分を減額するものでございます。

続きまして歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費及び2項一般介護予防事業費は、交付金受け入れに伴う財源組み替え、3項包括的支援事業・任意事業費につきましては、職員の出産、育児休業によります代替職員に係る人件費等並びに交付金受け入れに伴う財源組み替えを計上するものでございます。以上が補正予算の内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照願います。

以上が議案第37号及び第38号の提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

（散会10時02分）